

議案第 25 号

渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例

渋川市営住宅等条例（平成 18 年渋川市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「決定方法」を「決定方法等」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

市長は、前条の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定する。ただし、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、令第 7 条に規定する入居者の選考基準に該当する者のうちから選考又は抽選により入居者を決定する。

2 市長は、速やかに市営住宅に入居を必要とする者として規則で定める者については、前項による選考又は抽選に当たり優先的な措置を講ずることができる。

第 9 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 10 条第 2 項中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

優先入居の決定方法を見直すため、所要の改正をしようとするものである。

澁川市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入居者の決定方法等）</p> <p>第9条 市長は、前条の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定する。ただし、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、<u>令第7条に規定する入居者の選考基準に該当する者のうちから選考又は抽選により入居者を決定する。</u></p> <p>2 市長は、<u>速やかに市営住宅に入居を必要とする者として規則で定める者については、前項による選考又は抽選に当たり優先的な措置を講ずることができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項の規定により入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）</u>に対し通知するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（入居補欠者）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 市長は、入居決定者が当該市営住宅に入居しないとき、又は市営住宅に入居中の者が当該市営住宅を立ち退いたときは、<u>前項の入居補欠者のうちからその入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。この場合において、前条第3項の規定を準用する。</u></p>	<p>（入居者の決定方法）</p> <p>第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、<u>令第7条に規定する入居者の選考基準に該当する者のうちから選考、抽選その他の公正な方法により入居者を決定する。</u></p> <p>2 市長は、<u>母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯等規則で定める者で、速やかに市営住宅に入居を必要とするものについては、選考により、又は申込者の一部についての抽選により入居者を決定することができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項に規定する者のうち、高齢者世帯で速やかに市営住宅に入居を必要とするものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が別に割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>前3項の規定により入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）</u>に対し通知するものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>（入居補欠者）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 市長は、入居決定者が当該市営住宅に入居しないとき、又は市営住宅に入居中の者が当該市営住宅を立ち退いたときは、<u>前項の入居補欠者のうちからその入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。この場合において、前条第4項の規定を準用する。</u></p>